

用途地域による建築物の用途制限の概要。

各用途地域における、居住環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおり制限が行われます。

	第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	準田園地	近隣商業地	準工業地	工業専用地域
用途地域内の建築物の用途制限									
建てられる用途									
建てられない用途									
①、②、③、④、▲、■：面積、階数等の制限あり									
備考									
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兼用住宅で、非住宅部分が、50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が150m ² 以下のもの	○	①	②	③	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が150m ² を超え500m ² 以下のもの	○	○	②	③	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が500m ² を超え1,500m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が1,500m ² を超え3,000m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が3,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が10,000m ² を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が150m ² 以下のもの	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が150m ² を超え500m ² 以下のもの	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が500m ² を超え1,500m ² 以下のもの	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が1,500m ² を超え3,000m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が3,000m ² を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
遊戲・風俗施設	△	○	○	○	○	○	○	○	○
カラオケボックス等	△	○	○	○	○	○	○	○	○
麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・券売発売所等	△	△	○	○	○	○	○	○	○
劇場、映画館、演劇場、観覧場、ナイトクラブ等	△	○	○	○	○	○	○	○	○
キヤハレー、個室付浴場等	△	○	○	○	○	○	○	○	○
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
巡回派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	△	○	○	○	▲	○	○	○
自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
単独車庫（附属車庫を除く）	▲	△	△	△	○	○	○	○	○
建築物附属自動車車庫（①②③については、建築物の延べ面積1/2以下かつ備考欄に記載の制限）	①	①	②	②	③	○	①	○	○
※一回地の敷地内について別に制限有	○	○	○	○	○	○	○	○	○
倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自家用倉庫	○	○	①	②	○	○	●	○	○
畜舎（15m ² を超えるもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、疊屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m ² 以下	▲	▲	▲	○	○	▲	○	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれがある非常に少ない工場	○	○	①	①	①	●	②	②	○
危険性や環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれがあるやや多い工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車修理工場	○	○	①	①	②	○	○	○	○
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	①	②	○	○	○	○	○
量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
量が多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。

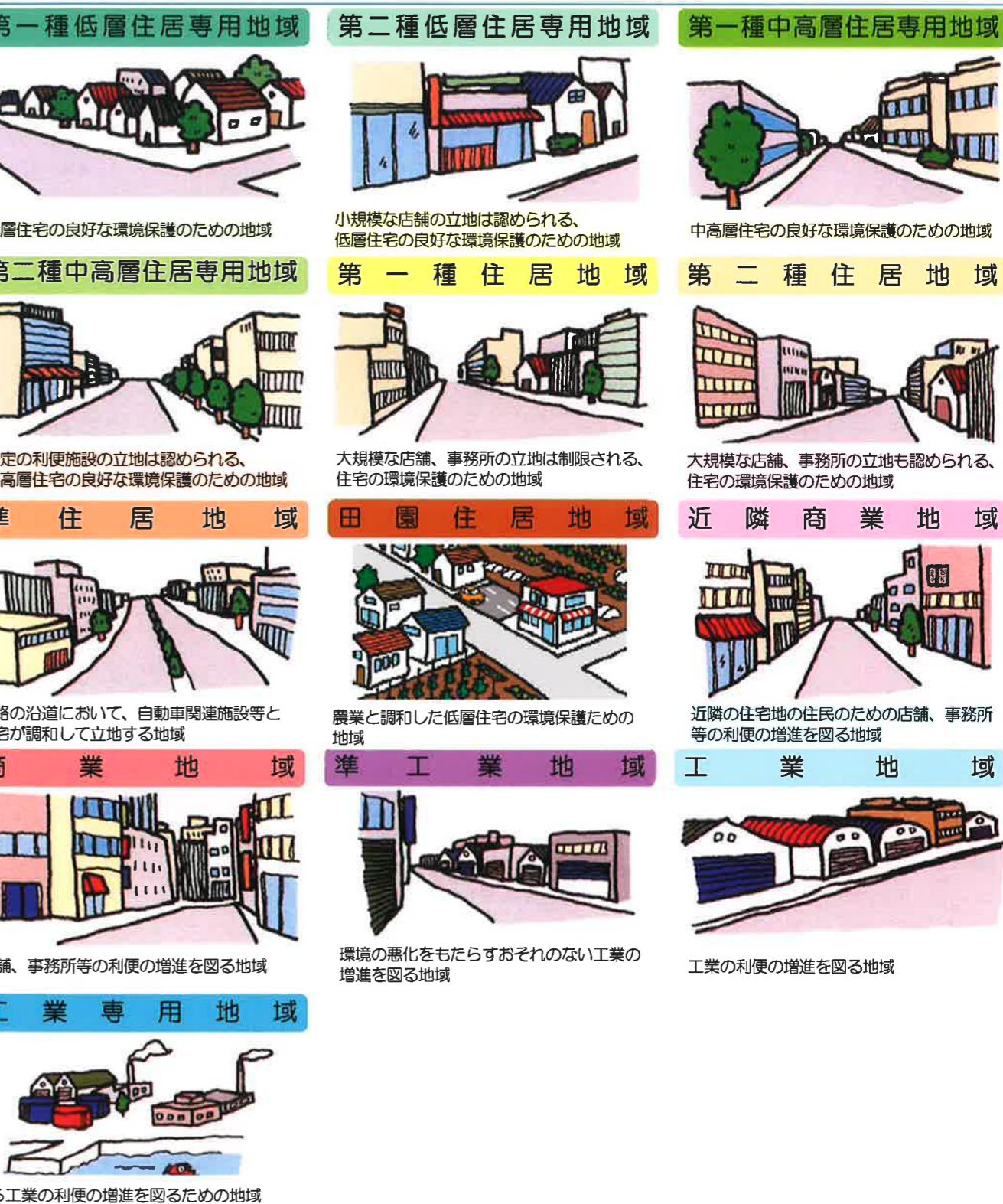
伊集院都市計画用途地域を一部変更しました。

現在、私たちの住むまちは多種多様な用途の土地利用がなされており、都市機能の維持増進、居住環境の保護、商業、工業の利便増進及び災害、公害を予防する等良好な都市環境の確保を図るために、用途地域を定めてあります。

今回、都市基盤整備の進行や社会状況の変化に対応するため、用途地域の一部を裏面のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

施行日 令和3年3月30日

【用途地域の概要】



図出典：国土交通省都市局都市計画課「土地利用計画制度パンフレット」を加工して作成

伊集院都市計画用途地域（決定）

